

## 鳥取県告示第 962 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市高路字東谷ノ式225、227、227の1、228から236まで、字東谷1188の2、三津字狭間谷ノ壱1012、字乗越ノ一1022、字後谷1035、伏野字差尾谷ノ一1852の1、字差尾谷ノ二1854、字差尾谷ノ三1855、字東大清水1869、字東上り戸1884の1、字三谷奥1885、字西竹ノ谷1905、字東鮎堀2064、字西谷奥2066、2067

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市上町85(次の図に示す部分に限る。)、三津字大谷184、字苧畑ノ一215、955、字大谷平950、御熊字村宮ノ下237、字堀谷ノ二443、内海中字家ノ奥495、838、839、字城ノ谷617の2、619の2、猪子字東谷514、515、小沢見字ビシャデン671の1、覚寺字飛ト谷798

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)